

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和元年 10 月 11 日

郡上市長 日置 敏明

記

【実質化された人・農地プラン】

1. 協議の場を設けた区域の範囲

北・阿瀬尾地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和元年 10 月 10 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

1 経営体数

法人	0 経営体
個人	0 経営体
集落営農（任意組織）	0 組織

4. 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか
担い手がない。

5. 農地中間管理機構の活用方針

- ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・外部担い手への農地貸付を検討することと合わせて、農地中間管理事業について集落の理解を図りながら、理解を得られた農家、地権者から中間管理権の設定を図る。

6. 地域農業の将来性のあり方

- ・農業経営については、5 から 10 年後に現状の農業経営を予定している農家を中心にして農業経営を推進する。
- ・営農環境保全については、農業経営者だけでなく農業後継者や集落住民の理解を図りながら各支援制度を活用した継続した環境保全活動を行う。
- ・外部担い手への農地貸付も検討しながら、耕作放棄地の解消に向けた協議を行う。
- ・外部担い手への農地貸付を検討することと合わせて、農地中間管理事業について集落の理解を図りながら、理解を得られた農家、地権者から中間管理権の設定を図る。